

4-2 平等権と、関連の問題 <標準編>

現在の日本では次のような問題が平等権の侵害と主張されている。【①】

外国人や異民族の差別

○外国人登録制度（<参考>指紋押捺拒否運動）：連続 90 日以上日本に滞在する外国人は外国人登録を行い、外国人登録証を携帯しなければならない。1993 年

までは指紋押捺も義務付けていたため外交問題になった【②】。○不法滞在者の難民不認定・強制送還の問題：観光ビザなどで入国しそのまま住みついていた外国人（不法滞在者）が日本で結婚し子どもが生まれた場合でも、日本政府は難民認定せず本国に強制送還する場合がある。○公務就任権の制限：東京都職員である在日韓国人が管理職登用試験を受験しようとしたところ、日本国籍がないことを理由に受験を拒否された事件がある。○外国人労働者の低賃金労働：労働ビザで入国し労働している外国人に対する賃金は、一般的に非常に低い。最近では「研修生制度」が問題になっている。

○在日朝鮮人や在日イスラム教徒に対する差別：かつて民族衣装チマチョゴリを着ている朝鮮学校の女子生徒に対する暴行事件が社会問題となったことがある。最近ではイスラム教徒に対する嫌がらせがある。【③】○アイヌ民族に対する差別も残存している。

信条による差別

○労働組合員・共産党員や、その支持者に対する差別：労働組合員や共産党員であることを理由に、昇進・昇給・転勤の際に差別した事件がある。○オウム真理教の一般信者に対する差別：オウム真理教の信者であること（＝偏見）を理由に、転入（住民登録）や入学を拒否する自治体や大学があり、裁判で争われたことがある。

女性に対する差別

日本は女性差別撤廃条約に加盟しているが、女性に対する差別はなくなっていない。○女性の賃金・昇進における事実上の格差：同じ仕事をしている男性よりも低賃金で昇進が遅いなどの問題がある。【④】○夫婦同姓の義務づけ：民法は、婚姻届をした夫婦の同姓を義務づけているが、現実には圧倒的に女性が改姓させられている【⑤】。○離婚時の原姓復帰制限：離婚したときは、結婚前の姓か離婚時の姓しか選択できないため離婚時の姓で再婚し再び離婚したときは初婚前の姓に戻れない。○再婚禁止期間：女性は離婚後 6 ヶ月間は再婚できない。○性的役割分業：家事・育児労働の女性への偏重。

○女性差別的な文化の残存：相撲や寺院の「女人禁制」、学校における男女

①ここには、裁判所の確定判決で平等権侵害が認められたもの以外にも、広く一般的に不平等が問題となっているものも含めている。

②「テロリストの入国防止」のために、2007 年から再び、日本に入国する外国人に対して指紋押捺が義務付けられるようになった。

③在日韓国人や在留外国人には納税の義務はあるが、選挙権は与えられていない。「せめて地方参政権だけでも与えてはどうか」という意見もあるが、実現していない。

④女性の働く権利をめぐる問題点については、第 7 章第 5 節も参照せよ。

⑤最近では、婚姻届をしない事実婚夫婦や、婚姻届をしても日常生活では旧姓を通称として使い続けるカップルが現れている。

別名簿など。○男女の結婚適齢の違い：男 18 歳に対して女 16 歳。

子どもに對する差別

子どもに対する差別もなくなっていない。○非嫡出子差別：婚姻届をしない男女から生まれた子ども（非嫡出子）は、遺産相続における法定相続分が嫡出子の

半分である。【6】○離婚後 300 日以内に生まれた子供に対する差別：離婚後 300 日以内に生まれた子は、機械的に離婚前の夫の子とされる。最近「離婚後に妊娠したときには新しい夫の子とする」旨の通達があったが、「離婚前に妊娠していた場合は従来通り」で完全には解決していない。○代理出産で生まれた子供に対する差別：代理母の子としか認められない。【7】

社会的地位による差別

○部落差別：古くから続いてきた差別が今なお残り、多くの人々が就職や結婚などにおいて差別的扱いを受けている。同和対策事業はそれを解消するための公の

活動である。○生活保護の支給制限：生活保護を申請に来た人に適切な保護が与えられていないという問題が大きくなっている。○残留孤児・残留婦人の問題：日本語が不十分なため帰国しても生活に困っている人々が放置されている問題。最近ようやく日本政府は待遇の改善に向けて動き出したが十分ではない。【8】

障害者に対する差別

○不適格条項問題：「色覚異常の人には受験資格を認めない」などの差別。○学生無年金障害者問題：国民年金への加入が義務付けられていなかった時代だった

ために年金に加入していなかった学生が、障害を負ったにもかかわらず、年金未加入であることを理由にまったく障害年金が支給されていない問題がある。○障害者自立支援法と障害者の賃金：障害者は就労しても一般的に賃金が安い。そのうえ就労施設の利用料金まで負担させられている。○医療的ケアが必要な子供の保育園入園拒否事件。○病气感染者などに対する差別：特効薬の発明によって完治するようになった後もハンセン病患者を不合理的理由で隔離を続けた問題があった。○原爆症・公害病の患者などに対する差別：患者認定をしない、生活救済をしないなどの問題がある。

その他の差別

○選挙における一票の格差（議員定数不均衡の問題）：「国会議員の定数配分が、地方に多く大都市に少ない」状況になっているという問題がある。○受刑者

に対する差別：刑務員による虐待問題。新聞が自由に読めないなど生活環境における問題が指摘されている。○女性天皇問題、皇族の婚姻の問題：現在の制度では女性は天皇になれない（皇室典範 1 条）。また皇族男子が結婚するには皇室会議での審議が必要である（同 10 条）。

⑥子の続柄の記載は、住民票については 1995 年にすべて「子」に統一された。戸籍については 2004 年に非嫡出子も「長男（長女）」「二男（二女）」と記載されるようになったが、出生の順序を記載する必要性をめぐる議論がある。

⑦その他に、結婚していない日本人の父と外国人の母との間に出生した子は父母の婚姻と父による認知があった場合に限って日本国籍を取得できるとした国籍法の規定は、2008 年 6 月の最高裁判決で「法の下での平等に反し違憲」とされた。

そのため同年 12 月に同法は改正され、婚姻要件が削除されて父親の認知だけでよいこととなった。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 118

⑧尊属（父母や祖父母など）を殺害した場合に通常より重い刑罰を課すと規定した刑法は、1973 年の最高裁判決で違憲とされた。